

道州制特別区域基本方針に基づく計画期間満了時の評価

計画期間（平成 19 年度～平成 23 年度）

1 広域行政の推進に関して政府が講じた措置

計画期間内において、広域行政の推進に関して政府が講じた措置は、以下のとおりであり、①法令の特例措置が 6 項目、②交付金の交付に関する措置が 4 項目、③ ①及び②以外の措置として、(ア) 連携・共同事業が 21 項目、(イ) 法令の特例措置以外の法令に関する措置が 7 項目、(ウ) その他の提案の趣旨を実現するための措置が 10 項目、となっている。

① 法令の特例措置（基本方針・別表 1）（6 項目）

- ・国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務
- ・商工会議所に対する監督に関する事務
- ・調理師養成施設の指定に関する事務
- ・鳥獣保護法に係る危険獣法（麻酔薬の使用）の許可に関する事務
- ・札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
- ・水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

② 交付金の交付に関する措置（4 項目）

- ・民有林の直轄治山事業の一部
- ・直轄通常砂防事業の一部
- ・開発道路に係る直轄事業
- ・二級河川に係る直轄事業

③ ①及び②以外の措置について

(ア) 連携・共同事業（21 項目）

- ・共通ポータルサイトの開設による電子申請窓口の一本化
- ・C I Q 業務への地方公共団体職員派遣
- ・共同データベース構築による法人設立届の一本化
- ・税務に関する相談や広報事業の共同実施
- ・国と道の連携の強化による医師の臨床研修体制の充実
- ・国・道・市町村、労働界の連携による雇用創出に向けた連携・共同事業の実施に係るプログラムの作成
- ・国と道の連携による各種雇用創出事業と職業紹介事業の連携
- ・国有林と民有林が一体となった森林づくり
- ・農作物被害調査の共同実施
- ・国と自治体が一体となった都市と農山漁村の交流推進活動の実施
- ・新食糧法に基づく生産調整方針の認定に関する指導業務などの共同実施
- ・道内における食育推進活動の共同実施
- ・第 3 種、第 4 種の特定漁港漁場整備事業計画策定に係る会議事務等の共同実施
- ・国と道による国営農地再編整備事業の共同実施
- ・バイオ産業行政協働会議の活用など国と道の密接な連携による I T ・バイオ産業クラスターの

創出

- ・異常気象時における国と道・市町村の相互代行、受委託等による除排雪の試行的実施
- ・国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
- ・防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
- ・道路管理者が連携した案内標識の整備
- ・ビジット・ジャパン事業に関する連携
- ・国指定鳥獣保護区管理員と道自然保護監視員等との巡視の連携

(イ) 法令の特例措置以外の法令に関する措置（基本方針・別表2）（7項目）

- ・都市計画につき国土交通大臣の同意を要する都市計画区域に関する告示の廃止
- ・食品表示に係る都道府県知事が行うことが出来る措置命令に関する政令の改正
- ・労働者派遣制度に係る医師派遣先の拡大に関する政令及び省令の改正
- ・廃棄物処理施設の技術上の基準に係る省令の改正等
- ・都道府県道の管理の特例に関する法令の改正
- ・維持管理に係る負担金制度に関する法律の改正
- ・条例制定権の拡大に向けた法令の改正

(ウ) その他提案の趣旨を実現するための措置（基本方針・別表3）（10項目）

- ・地域森林計画及び市町村森林整備計画等に関する通知の発出
- ・都道府県森林審議会の所掌事務に関する通知の発出
- ・出入国管理行政に関する意見交換会の実施
- ・地縁による団体が地域的な共同活動のために保有する「不動産又は不動産に関する権利等」の範囲に関する通知の発出
- ・条例による事務処理の特例に関する通知の発出
- ・福祉有償運送に係る運送の区域に関する通達の改正等
- ・「コミュニティハウス」事業の推進に関する通知の発出
- ・道州制特別区域基本方針の変更に係る資料の提供等に関する通知の発出
- ・郵便局の活用が可能な地方公共団体事務に関する通知の発出
- ・へき地等における医師の配置基準の緩和に関する通知の発出

2 政府が講じた措置の効果・影響等に関する評価

1に示した計画期間内に政府が講じた措置に関して、特に、特定広域団体に対する特例的な措置として、事務・事業が移譲され継続的に実施されている項目（1の①及び②の項目）を中心に、その効果・影響等を、基本方針に定める広域行政の推進の目標（①地方分権を推進し、特定広域団体の自主性及び自立性を高めること、②国と特定広域団体を通じた行政の効率化を図ること、③北海道地方その他の各地方の自立的発展に寄与すること）に照らして、その成果及び課題の両面から整理をすると次のとおりである。

○成果

- ・地域により近い行政主体への権限移譲を実現することで、地域の実態に合わせたより適切な事務執行が可能になるなど、地域主権改革の後押しとなっている。

- ・処理期間の短縮や窓口の一元化等により、利用者・地域住民の利便性が向上している。
- ・国・地方を通じた行政の効率化に貢献している。
- ・事業の移譲に伴う職員の移籍（期限付きの出向）を円滑に実現している。

(具体例)

- ・水道施設への立入検査等では、従来の国（厚生労働省本省）による実施に比べて検査頻度の向上が可能になったほか、状況に応じて迅速かつきめ細やかな対応が可能になる等、地域の実態に合わせたより適切な事務執行が可能になった。

（水道法に基づく監督権限：水道事業等の認可及びその監督権限（勧告・命令・立入検査等）等の移譲）

- ・鳥獣捕獲の許可と危険獣法の許可の申請窓口が一元化されたことで申請者の利便性が向上したほか、道（各総合振興局等又は道本庁）が許可を行うことで、これまでと比べて大幅な処理期間の短縮が可能となり、状況に応じた迅速な処理が可能になる等、より適切な事務執行が可能になった。また、調理師養成施設の指定に関する事務では、道が担当する指定を行うための調査と一体的な実施が可能となることで処理日数が短縮されるなど、利便性の向上が図られた。

（危険獣法の許可：危険獣法（麻酔薬の使用）の許可及びその関連事務の移譲）

（調理師養成施設の指定：調理師養成施設の指定及びそれに伴う監督等の事務の移譲）

- ・改良工事は国が実施し、維持管理は道が実施する制度に基づいて事業が進められていたが、移譲により道が改良工事と維持管理の双方を一括して行えるようになったという観点からは、効率化が図られた面もある。

（開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲）

- ・移譲工事に係る職員の移籍（期限付きの出向）は、スムーズに行われている。

（開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲）

○課題

- ・一部の権限の移譲にとどまる場合は、例えば、認可事務につき国と道へそれぞれ申請が必要となる場合があるなど、二重行政は解消されない。
- ・移譲された権限を活用して、道独自に工夫した取組を行っていくことが必要である（自主性・自立性の向上に余地がある）。
- ・事務・事業の移譲に伴う財源措置手法として、法第19条による交付金、水道法の事務に係る交付金、又は、措置なし、の3通りで対応されており、統一的なルールが確立されているわけではない。

(具体例)

- ・一部の権限が国に残されているため、引き続き国と道それぞれの申請が必要な場合があるなど、二重行政の形が残っている。また、道としては、地域振興の取組などに関連して、商工会議所の「事業」に関わりを持ちたいが、当該部分は引き続き国の定款認可であるため独自の関与に制約がある。

（商工会議所に対する監督：商工会議所の定款変更認可の一部及びそれに伴う事務の移譲）

- ・事務の実施方法に係る業務マニュアルや指導調査要領について、厚生局の取扱いを踏襲しており、道独自の取組は行われていない。

（調理師養成施設の指定）

- ・移譲工事については、国が実施中だった工事をそのまま引き継ぐ形で事業を進めており、今後、道においては、道の関連事業も含め、独自の工夫を行う等、より一層効率的・効果的な実施に努めていく必要がある。

（直轄通常砂防事業の一部、開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲）

- ・水道法に基づく事務に係る交付金は、移譲された事務が定着するまでの期間として5年間で廃止される逕減方式となっており、それ以降は財源措置がされないこととされている。

（水道法に基づく監督権限）

- ・道からは、「人件費以外の事務的経費が移譲事業に係る交付金の積算に含まれなかつたことから、直轄事業で実施する場合よりも道の財政負担が増えている。また、道が必要と考えていた職員すべてが移籍されたわけではないため、移譲事業の事務量について、道の負担は増えている。」という指摘がある。

（直轄通常砂防事業の一部、開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲）

- ・事業を移譲するに当たり、道の事情を踏まえ、市町村等への防災情報の提供にも用いていた雨量計、水位計が撤去され、情報量が減少したなどの事例もあった。

（直轄通常砂防事業の一部、開発道路及び二級河川に係る直轄事業の移譲）

以上を踏まえて、計画期間内の広域行政の推進に関して総括的な評価をすれば、道州制特区推進法に基づく事務・事業の移譲については、移譲前の状況と比べて、より適切で効率的な事務執行、利用者や地域住民の利便性の向上など前向きの成果が出ているといえる。課題もあるが、事務・事業の移譲を取り止めて、国に戻すべきと考えられるような問題は生じておらず、むしろ、更なる権限の移譲を進めることで、より大きな成果につながる可能性があると考えられる。

3 政府が講じた措置を継続する必要性等

2における評価等を踏まえて、個別の特例措置や交付金等について検討すると、すべて、今後とも継続して実施することが適当と考えられる。

特定広域団体である北海道は、これまで、道民提案や提案検討委員会の仕組みを活用しつつ、広く地域の実態に応じた提案を国に対して行い、全国展開につながったものも含めて、所要の実現が図ってきたことから、引き続き、本制度を活用して、北海道の自立的発展につなげていくことを希望している。

これらの点を総合的に踏まえると、基本方針で定める計画期間については、これを延長することとし（平成27年度までとすることを想定。）、特定広域団体への権限移譲の取組を更に推進すべきと考えられる。

また、道州制特区におけるこれまでの取組の成果や課題は、将来の道州制導入に向けた国民的な論議の進展に資するものであるが、出先機関の原則廃止に向けたアクション・プランに基づく広域的実施体制の枠組み等、今後の地域主権改革の具体的な検討にも資するものである。

なお、国から特定広域団体への移譲事務・事業に関し、必要となる財源措置については、これまでの経緯や移譲による国と特定広域団体を通じた行政の効率化等を踏まえつつ、その

あり方を検討する必要がある。

個別の法令の特例措置（1の①の項目）、交付金に関する措置（1の②の項目）及び連携・共同事業（1の③アの項目）について、特定広域団体及び関係省庁による措置を継続する必要性その他の評価の詳細は、別添「事務・事業の実施状況について」のとおりである。